

12月号の特集は「考えよう これからの学童保育—子ども・子育て支援新制度」ということで、保育内容でもなく保護者会活動の報告でもなく、中々興味を持って保護者が読むには抵抗がでそうなテーマ、、、。しかし、大阪市の学童保育は、保護者会運営で行っている施設が9割以上のため、他人事のテーマじゃなく各施設にとって重要で理解がいきます。内容を少しかみ砕いて話すと、新制度によって変わったのは、

①各自治体が条例で学童保育の内容を示さなければいけなくなった！ このことは、学童保育って何？という、これまで行政・現場がそれぞれに定義してきたものが、共通に話し合えるための自治体ごとの最低基準(今後、交渉していく土台になる)となります。

②「職員の資格・員数」「面積基準」「支援の単位(子どもの人数)」が、国から従うべき基準(義務)、その他は参酌基準となり、自治体の裁量に委ねられた！しかし、条例で定めたからといってそのまま放置してはならず、自治体はより向上させる努力義務が求められた(国は学童保育支援の方向である限り、各自治体は逃げられない)

③様々な事業者が学童保育を開始できるようになった。自治体・保護者会・社会福祉法人のみならず、株式会社も参入できるようになり、補助金が学童保育充実にのみ使われなくなる可能性が生まれた。

こうした変化の中でも、全国では「大規模問題(分離分割)」が一番大きな問題であり、大阪府下では「株式会社の参入」の実態も、誌面では報告されています。日本の学童ほいく12月号で強調されているのは、2015年に厚労省が示した「放課後児童クラブ運営指針」が示す事業内容を、行政と共有しながら実現していくことです。12月号を読んだら、本来の学童保育の内容が示めされている「運営指針」に挑戦してみてください。どれだけ保障されているかの検証をすすめるところから、学童保育の充実が始まると思います。

住之江区学童指導員 香田太郎